

平成 29 年 3 月 31 日

平成 29 年度監察基本計画について

国土交通省においては、所管行政の改善向上に資するため、年度当初に監察基本計画を定め、定期監察及び特別監察を実施しております。(※1)

平成 29 年度においては、

i) 定期監察

- ① 「女性職員活躍とワークライフバランスの推進に関する取組」
- ② 「コンプライアンスの徹底に関する取組」
- ③ 「災害応急対策の実施体制に関する取組」

ii) 特別監察

「入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項」(※2)

について、各地方整備局、各地方運輸局等を対象に監察を実施することとしましたので公表します。

※1 定期監察とは、事務の合理的運営等について毎年度実施する監察（概ね 2 年で各地方支分部局等を一巡）

特別監察とは、その時点において特に課題となった事項について実施する監察

※2 「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」（平成 25 年 3 月）において、再発防止策の実効性の検証を行う観点から本省が行うこととされた

1. 定期監察

1) 監察事項

- ① 女性職員活躍とワークライフバランスの推進に関する取組
- ② コンプライアンスの徹底に関する取組
- ③ 災害応急対策の実施体制に関する取組

2) 対象機関

北陸、近畿、四国 及び 九州の各地方整備局、北海道開発局
北陸信越、中部、近畿 及び 九州の各地方運輸局
国土技術政策総合研究所

2. 特別監察

1) 監察事項

入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項

2) 対象機関

入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために特別監察を実施する
必要のある機関

添付資料

- ・ 平成29年度監察基本計画

お問い合わせ先

国土交通省大臣官房監察官室 上席監察官 宮崎、 監察官 平林、 監察官 金縄^{かねなわ}
電話：(03) 5253-8111 (内線22501、22502、22505) (03) 5253-8225(直通)
FAX：(03) 5253-1540